**株式譲渡制限設定につき株券提出公告**

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年一月三十一日

大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目五番二一号
セントラル産業株式会社
代表取締役　谷　嘉昭

**合併につき株券等提出公告**

当社は、株式会社メデカジャパンと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年一月三十一日

東京都港区南青山二丁目一二番一四号
株式会社ユニマットケアサポート
代表取締役　西田　隆司

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である竹井裕二が退任する事に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年一月三十一日

東京都中央区日本橋兜町一五番一一号
オリエンス・コンサルティング株式会社
日本における代表者　竹井　裕二

**限定承認公告**

本籍栃木県宇都宮市中央一丁目四番地五号、最後の住所栃木県宇都宮市駒生町八三二番地二〇
被相続人　亡　石嶋　吉造

右被相続人は平成二十二年十月十日死亡し、その相続人は平成二十三年一月二十四日宇都宮家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

栃木県宇都宮市馬場通り一丁目一番一号シティタワー宇都宮二四〇七号室
相続財産管理人　石嶋　洋

**限定承認公告**

本籍東京都豊島区巣鴨四丁目一九番、最後の住所東京都豊島区巣鴨四丁目一九番九号
被相続人　亡　内山　新一

右被相続人は平成二十二年六月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年一月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

東京都豊島区巣鴨四丁目一九番九号
相続財産管理人　内山千代子

**限定承認公告**

本籍岐阜県飛騨市古川町高野一二〇八番地、最後の住所愛知県春日井市六軒屋町五丁目一四七番地
被相続人　亡　内木　太

右被相続人は平成二十二年八月二十二日死亡し、その相続人は平成二十三年一月十八日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

岐阜県可児市今渡一六五一番地一
相続財産管理人　田口　清江

**限定承認公告**

本籍岡山県笠岡市北木島町九七七〇番地、最後の住所広島県福山市春日町浦上二一七一番地一
被相続人　亡　天野　裕子

右被相続人は平成二十二年十二月九日死亡し、その相続人は平成二十三年一月十九日広島家庭裁判所福山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

広島県福山市春日町浦上二一七一番地一
相続財産管理人　天野栄治郎

**取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告**

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第二回新株予約権及び第三回新株予約権のうち、平成二十二年十二月三十一日において行使条件を満たさない新株予約権者が有するもの（第二回新株予約権一五〇個、第三回新株予約権五九七個）

二、取得の日　平成二十三年二月十六日

平成二十三年一月三十一日

東京都文京区本郷三丁目二八番一二号
日活株式会社
代表取締役　佐藤　直樹

**自己株式取得事項の通知公告**

当社は、左記のとおり、当社の株式を取得することにしましたので公告します。

記

一、取得する株式の数　七、〇〇〇株

二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法　現金二、三九五円

三、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　一六、七六五、〇〇〇円

四、株式の譲渡しの申込みの期日　平成二十三年二月二十八日

平成二十三年一月三十一日

大阪市平野区背戸口二丁目九番三二号
不二電機株式会社
代表取締役　吉本　正男

**株式交換公告**

当社（甲）は、平成二十三年一月二十八日開催の取締役会において、平成二十三年三月十日を効力発生日として、三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社（乙、住所鳥取市立川町七丁目一〇一番地）を甲の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしましたので公告します。

会社法第七九七条第一項に基づき、この株式交換に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。

また、この株式交換に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十三年一月三十一日

大阪府守口市京阪本通二丁目五番五号
三洋電機株式会社
代表取締役　佐野精一郎

**訂正公告**

平成二十二年十二月二十八日（号外第二七八号）掲載の弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し中、大錦義昭元会員の登録取消し（月日）「11月4日」とあるは「10月30日」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年一月一日　日本弁護士連合会

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 五七一 | 二 | 2 | 主文　本件破産手続を廃止する。 | 主文　本件破産手続を終結する。 |
| 〃 | 〃 | 二五～二六 | 3　理由の要旨　配当が終了し破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 3　理由の要旨　配当が終了し破産財団をもって破産手続の任務終了による計算の報告を目的とした集会は終結した。 |

平成二十三年一月二十八日（号外第十八号）掲載の破産管財人天野太郎に係る配当公告中（印刷誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 一四五一 | 一 | 終りから八 | 金三二九、四五金三六六、六一六、〇九九円 | 三、四五九円 |

（原稿誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 九二一 | 一 | 六 | 小田原支部 | 小田原支部勤務 |
| 一〇四 | 三 | 終りから三 | 簡易裁判所判事 | 判事兼簡易裁判所判事 |

（印刷誤り）

平成二十二年十二月九日(号外第二百六十一号)掲載の大阪地方裁判所に係る平成二十二年(フ)第四六二七号破産手続廃止及び免責許可決定中

（原稿誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 五七一 | 二 | 2 | 主文　本件破産手続を廃止する。 | 主文　本件破産手続を終結する。 |
| 〃 | 〃 | 二五～二六 | 3　理由の要旨　配当が終了し破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 3　理由の要旨　配当が終了し破産財団をもって破産手続の任務終了による計算の報告を目的とした集会は終結した。 |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月三十一日付第一九号一

六〇ページ●同日付政府調達第一九号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）